

愛 媛 県 報

媛 県 発 行 愛

第1531号

印刷 岡田印刷株式会社

| 平成16年2 | 2月10 | 日火曜E | 第1531号 |
|--------|------|------|--------|
| | | | |

| ✓ Ħ | |
|-----------------------------|-----|
| 告 示 | |
| 不健全な図書類等の指定 | 117 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の | |
| 許可申請の概要 | 118 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等 | |
| の変更の許可申請の概要 | 121 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(2件) | 122 |
| 村営土地改良事業の施行の同意 | 123 |
| 町営土地改良事業の施行の同意(2件) | 123 |
| | |

| 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件) | 123 |
|--------------------------|-----|
| 町営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧(2件) | 123 |
| 家畜人工授精師の免許証の交付 | 124 |
| 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知 | 124 |
| 土地収用法に基づく事業の認定 | 127 |
| 公有水面埋立免許の出願(3件) | 127 |
| 公有水面埋立工事のしゅん功認可(4件) | 130 |
| 都市計画事業の認可 | 132 |
| 道路の位置の指定 | 132 |
| | |

告 示

○愛媛県告示第 245 号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を 阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

図書類等

0

 \bigcirc

| 種 別 | 番号 | 名称 | 号別又は発行 年月日 | 発 行 者 |
|-----|--------|-----------------|---------------|-------------|
| 雑誌 | 15 103 | Sefure!7 | 2月増刊号 | (株) 一 水 社 |
| " | 15 104 | 放課後乙女クラブ Vol.01 | 3 月 号 | (株) 英和出版社 |
| " | 15 105 | 酒瑠夢 | 3 月 号 | 酒 瑠 夢 |
| " | 15 106 | BACHELOR | 3 月 号 | ㈱ダイアプレス |
| " | 15 107 | ビデオインディーズ徹底攻略 | 3 月 号 | (株) 司 書 房 |
| " | 15 108 | 千人斬り VOL.23 | 2 月 号 | (株) 東京 三世 社 |
| " | 15 109 | 投稿 ハイティーン Vol.1 | 2月号増刊 | (株) 東京 三世 社 |
| " | 15 110 | 熟女と新妻 | 3 月 号 | (株) 吐 夢 書 房 |
| " | 15 111 | ಪ್ರಪ್ತ ∨оl.1 | 3 月 号 | マイウェイ出版㈱ |
| " | 15 112 | プリギャル Voulume.3 | 2月号増刊 | マイウェイ出版㈱ |
| " | 15 113 | ロリぞり | V O L . 1 | マイウェイ出版㈱ |
| " | 15 114 | COMIC LO Vol.04 | 3月号増刊 | (株) 茜 新 社 |
| " | 15 115 | 熟女ものがたり Vol.7 | 2月号増刊 | (株) 茜 新 社 |
| " | 15 116 | コミック メガストア | 3 月 号 | ㈱コアマガジン |

著しく性的感情を刺激し、又は 著しく粗暴性残虐性を有し、青 少年の健全な育成を阻害するお それがある。

諮問の理由

| " | 15 117 | Comic 人妻熟女ざかり Vol.87 | 3 月 号 | (株) 桃 園 書 房 |
|--------|--------|------------------------------|--------------|------------------------------|
| ビデオテープ | 15 118 | あな天国 沢山涼子 | A N A - 002 | ANA-TEN.SW |
| " | 15 119 | girl friend 山中唯 | G F - 02 | チャンネル・ヴィ |
| " | 15 120 | 酒池肉林 2 オンナー本釣り | M R P - 25 | M r . プレジデント |
| " | 15 121 | 白桃制服論 いやらしすぎる制服美少女・・・松 野渚 | HTR-002 | 未 来 校 舎 |
| " | 15 122 | Feiry 幼性 第二章 少女生撮り調教 | f e - 02 | 調教委員会 |
| " | 15 123 | 若妻痴ざかり 淫らに腰振る変態妻 | W T Z - 001 | 欄舞 |
| DVD | 15 124 | コスプレ 野原りん | 11 I D - 054 | ㈱トータル・メディア・ エ ー ジ ェ ン シ ー |
| " | 15 125 | まぼろし 高樹マリア | X V - 154 | ㈱マックス・エー |

○愛媛県告示第 246 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新 居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 日本キャタリストサイクル株式会社 新居浜市磯浦町16番9号 代表取締役社長 杉本誠人
- 2 工場・事業場の名称及び所在地 日本キャタリストサイクル株式会社新居浜事業所 新居浜市磯浦町16番9号
- 3 特定施設に関する事項
- (1) 脱Vろ過施設

| 特定施設 | みの種類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令 第 188 号。以下「政令」という。)別 表第 1 第27号 イろ過施設 | |
|----------------------|-----------------------|---|--|
| 特定施設 | みの能力 | 1 日当たり160立方メートル処理 | |
| 工事の着手 | 予定年月日 | 許可後直ちに | |
| 工事の完成・ | 予定年月日 | 着工から 3 週間後 | |
| 使用開始の | 予定年月日 | 完成後直ちに | |
| 特定施設の使 | 用時間間隔 | 連続 | |
| 特定施設の 1 用時間 | 日当たりの使 | 24時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変 動の概要 | | 無し | |
| 特定施設から排出され | 水素イオン 濃度(水素 指数) | 通常 85~95 最大 85~95 | |

| る汚水等の | 化学的酸素 要求量(単 位 1リッ | 通常 | 11 ,000 |
|--------|------------------------------|----|---------|
| 値 | 位 1リッ トルにつき ミリグラム) | 最大 | 15 ,000 |
| | 浮遊物質量 (単位 1 | 通常 | 2 |
| | リットルに つきミリグ ラム) | 最大 | 10 |
| | 室素含有量 (単位 1 | 通常 | 23 ,000 |
| | リットルに つきミリグ ラム) | 最大 | 29 ,000 |
| | りん含有量 (単位 1 リットルに | 通常 | 1 未満 |
| | ラットルグ つきミリグ ラム) | 最大 | 1 未満 |
| 汚水等の1 | 日当たりの量 | 通常 | 66 |
| (単位 立7 | ラメートル) | 最大 | 90 |

(2) No. 2 V 遠心分離機

| 特定施設 | との種類 | 政令別表第 1 第27号 口遠心分離機 |
|--|--------------------------|------------------------------|
| 特定施設 | との 能力 | 1日当たり120立方メートル処理 |
| 工事の着手 | 予定年月日 | 許可後直ちに |
| 工事の完成 - | 予定年月日 | 着工から3週間後 |
| 使用開始の | 予定年月日 | 完成後直ちに |
| 特定施設の使 | 用時間間隔 | 連続 |
| 特定施設の 1 l 用時間 | 日当たりの使 | 24時間 |
| 特定施設の使用 動の概要 | 用の季節的変 | 無し |
| 特定施設か | 水素イオン | 通常 3~5 |
| ら排出され | _辰 及(小系 指数) | 最大 3~5 |
| る汚水等の | 化学的酸素 | 通党 2 600 |
| ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 位 1リットルにつき | 最大 3,600 |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 特定施設か 濃度(水素 指数) (大学的酸素 要求量(単位 1リッ | | 通常 3~5 最大 3~5 通常 2 600 |

| | 通常 50 |
|---------------------------|----------|
| ファイルに つきミリグ ラム) | 最大 200 |
| 室素含有量 (単位 1 リットルに | 通常 5 300 |
| リットルに つきミリグ ラム) | 最大 7 200 |
| りん含有量 (単位 1 リットルに | 通常 1未満 |
| リットルに つきミリグ ラム) | 最大 1未満 |
| 汚水等の1日当たりの量 | 通常 17 |
| (単位 立方メートル) | 最大 24 |

(3) 浸出廃ガス処理スクラバー

| 特定施記 | 殳の種類 | 政令別表第1第27号 ヌ廃ガス洗浄施 設 |
|-----------------|---|-------------------------|
| 特定施設 | 殳 の 能 力 | 1時間当たり1,800ノルマル立方メートル処理 |
| 工事の着手 | 予定年月日 | 許可後直ちに |
| 工事の完成 | 予定年月日 | 着工から3週間後 |
| 使用開始の | 予定年月日 | 完成後直ちに |
| 特定施設の係 | 使用時間間隔 | 連続 |
| 特定施設の1 用時間 | 日当たりの使 | 24時間 |
| 特定施設の使 動の概要 | 用の季節的変 | 無 し |
| 特定施設から排出される汚水等の | 水素イオン 濃度(水素 指数) | 通常 7~12 最大 7~12 |
| 汚染状態の値 | 化学的酸素 要が 位 り り し い に つ き リ グ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ | 通常 50 最大 100 |
| | 浮遊物質量 (単ツラン リッション ラム) | 通常 50 最大 200 |
| | 室素 6 | 通常 1 未満 最大 1 未満 |
| | りん含有量 (単位 1 リットリン つきこう ラム) | 通常 200 最大 650 |
| 汚水等の1日 | 日当たりの量 | 通常 0.1 |
| (単位 立方 | ラメートル) | 最大 02 |

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) T・1 ガス処理排水処理施設

| 設 | 1 | 置 | 年 | F | 1 | 日 | 平成10年 2 月 1 日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---------------|--|
| 処 | 理 | 施 | 設 | の | 種 | 類 | 物理処理 + 化学処理 | |

| 処 理 施 i | 殳の型式 | 吸着塔式 | |
|-------------------------|--|--------------------|-----------------|
| 処理施言 | 殳 の 構 造 | ポリエチレン製 | 円筒密閉型 |
| 処理施設の | D主要寸法 | キレート樹脂塔 直径 1メート | - トル× 2 基 : |
| 処理施言 | ひの能力 | 1日当たり40立 | 方メートル処理 |
| 汚水等の気 | 心理 の 方 式 | 活性炭吸着 + キ | レート吸着 |
| 処理施設の値 | 使用時間間隔 | 連続 | |
| 処理施設の1 用時間 | 日当たりの使 | 24時間 | |
| 処理施設の使 動の概要 | 用の季節的変 | 無し | |
| 処理施設に | 項 目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| よる処理前 及び処理後 の汚水等の | 水素イオン 濃度(水素 指数) | 通常 5~9 最大 5~10 | 通常 5~9 最大 5~10 |
| 汚染状態の値 | 化学的酸素 要求量 (リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム) | 通常 1 200 最大 1 600 | 通常 800 最大 1 200 |
| | 浮遊物質量 (単位 1 リットリ つきミ) ラム) | 通常 20 最大 50 | 通常 20 最大 50 |
| | 室素含有量 (単ツトリンション (ロッカラン) (ロッカラム) | 通常 1未満 最大 1未満 | 通常 1未満 最大 1未満 |
| | りん単 (リッき (リッき) ラム | 通常 1未満最大 1未満 | 通常 1未満 最大 1未満 |
| 汚水等の 1 [| 日当たりの量 | 通常 27 | 通常 27 |
| (単位 立7 | ラメートル) | 最大 37 | 最大 37 |

(2) **T - 2 M o** 排水処理施設

| 設 | 置 | 年 | F | | 日 | 平成10年2月1日 |
|-------------|------------|----|----|------|----|--|
| 処 | 理施 | 設 | Ø | 種 | 類 | 化学処理 |
| 処 | 理施 | 設 | Ø | 型 | 式 | 吸着方式 |
| 処 | 理施 | 設 | Ø | 構 | 造 | ポリエチレン製円筒密閉型 |
| 処 | 処理施設の主要寸法 | | | 更寸 | 法 | キレート樹脂: 直径 1 4メートル 高さ 2 6メートル×4基 |
| 処 | 理施 | 設 | の | 能 | カ | 1日当たり320立方メートル処理 |
| 汚: | 水等の | 処 | 理(| り方 | 式 | キレート吸着 |
| 処理施設の使用時間間隔 | | | 間間 | 隔 | 連続 | |
| | 里施設の 寺間 | 1日 | 当た | ס ני | D使 | 24時間 |

| 処理施設の使 動の概要 | 無し | 無し | | | |
|----------------|------------------------------|----|---------------|----|---------------|
| 処理施設に | 項目 | 処 | 理前 | 処 | 理後 |
| よる処理前及び処理後 | 水素イオン濃度(水素 | 通常 | 0 ~ 2 | 通常 | 0 ~ 2 |
| の汚水等の | 指数) | 最大 | 0 ~ 2 | 最大 | 0 ~ 2 |
| 汚染状態の | 化学的酸素 要求量(単 | 通常 | 6 <i>4</i> 00 | 通常 | 6 <i>4</i> 00 |
| 値 | 位 1リッ トルにつき ミリグラム) | 最大 | 8 ,300 | 最大 | 8 ,300 |
| | 浮遊物質量 | 通常 | 10 | 通常 | 10 |
| | リットルに つきミリグ ラム) | | 50 | 最大 | 50 |
| | 室素含有量 (単位 1 | 通常 | 13 ,000 | 通常 | 13 ,000 |
| | リットルに つきミリグ ラム) | 最大 | 16 ,000 | 最大 | 16 ,000 |
| | りん含有量 (単位 1 | 通常 | 1 未満 | 通常 | 1 未満 |
| | リットルに つきミリグ ラム) | 最大 | 1 未満 | 最大 | 1未満 |
| 汚水等の1 | 汚水等の1日当たりの量 | | | 通常 | 96 |
| (単位 立7 | 5メートル) | 最大 | 128 | 最大 | 130 |

(3) T-3 アンモニア排水処理施設

| 設 置 生 | ▶ 月 日 | 平成10年 2 月 1 日 | | | | |
|-------------------------|--|------------------------------------|-------------------|--|--|--|
| 処理施訓 | 设の種類 | 物理処理 | | | | |
| 処理施言 | ひの型式 | 蒸留方式 | | | | |
| 処理施意 | 设の構造 | チタン製他 | | | | |
| 処理施設の | D主要寸法 | 脱気塔:直径 0 8メ 高さ 9 6メ | - トル - トル | | | |
| 処理施言 | ひの能力 | 1日当たり175立方メ | ベートル処理 | | | |
| 汚水等の処 | 処理の方式 | p H 調整 + 蒸留 | | | | |
| 処理施設の個 | 使用時間間隔 | 連続 | | | | |
| 処理施設の 1 用時間 | 日当たりの使 | 24時間 | | | | |
| 処理施設の使 動の概要 | 用の季節的変 | 無し | | | | |
| 処理施設に | 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 | | | |
| よる処理前 及び処理後 の汚水等の | 水素イオン 濃度(水素 指数) | | 通常 11~12 最大 11~12 | | | |
| 汚染状態の値 | 化学学 要 を 位 り り り り り り り り り り り り り り り り り り | 通常 5 A00 通常 20 最大 7 ,100 最大 100 | | | | |
| | 浮遊物質量 (リットリ つきミリ ラム) | | 通常 20 最大 90 | | | |

| 室素自量 (リットルル (リット) (ラム) | 通常 11,000 最大 13,000 | 通常 40 最大 90 |
|---------------------------------|---------------------|---------------|
| りん含有量 (単位 1 リットルに フム) | 通常 1未満 最大 1未満 | 通常 1未満 最大 1未満 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 96 最大 130 | 通常 152 最大 204 |

(4) **T - 4 総合排水処理施設**

| 設 置 垒 | ₣ 月 日 | 平成10年2月1日 | | | |
|----------------------------|--|--|----------------------|--|--|
| 処理施言 | 殳の種類 | 物理処理 | | | |
| 処理施言 | 设の型式 | 凝集沈殿方式 | | | |
| 処理施言 | 殳 の 構 造 | ポリエチレン製及で 製他 | が鉄筋コンクリート | | |
| 処理施設の | D主要寸法 | 凝集槽:縦18メ- 横45メ- 高さ25 沈降槽:直径85 流降槽:変を25 | - トル メートル メートル | | |
| 処理施言 | ひの能力 | 1日当たり720立方 | メートル処理 | | |
| 汚水等の処 | 心理の方式 | 中和 + 凝集沈殿 | | | |
| 処理施設の係 | 使用時間間隔 | 連続 | | | |
| 処理施設の 1 用時間 | 日当たりの使 | 24時間 | | | |
| 処理施設の使 動の概要 | 用の季節的変 | 無し | | | |
| 処理施設に | 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 | | |
| よる処理前及び処理後の汚水等の | 水素イオン 濃度(水素 指数) | 通常 1~13 最大 1~13 | 通常 6~8 最大 5~9 | | |
| 汚染状態の値 | 化学 要が 位 位 り し い に つ き リ リ ラ き り ラ き り り り り り り り り り り り り り り り | 通常 57 通常 20 最大 134 最大 24 | | | |
| | デック | 通常 35 最大 140 | 通常 35 最大 50 | | |
| 室素含 有量 (リットリ フラム) | | 通常 13 最大 30 | 通常 13 最大 30 | | |
| | りん含有量 (単位 1 リッきミリ つきこ) ラム) | 通常 1未満 最大 1未満 | 通常 1未満 最大 1未満 | | |
| | 日当たりの量 | 通常 470 | 通常 498 | | |
| (単位 立方 | ラメートル) | 最大 638 | 最大 680 | | |

(5) T・5 廃ガス洗浄液処理施設

| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに |
|------------|--------|

| 工事の完成予定年月日 | 着工から 3 週間後 | | | |
|----------------------------------|--------------------------|--|--|--|
| 使用開始の予定年月日 | 完成後直ちに | | | |
| 処理施設の種類 | 物理処理 | | | |
| 処理施設の型式 | 充填塔式 | | | |
| 処理施設の構造 | FRP製 | | | |
| 処理施設の主要寸法 | 直径 0.7メートル 高さ 4.2メートル | | | |
| 処理施設の能力 | 1日当たり55立方メートル処理 | | | |
| 汚水等の処理の方式 | 二酸化硫黄ばっ気 | | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連続 | | | |
| 処理施設の1日当たりの使 用時間 | 24時間 | | | |
| 処理施設の使用の季節的変 動の概要 | 無し | | | |
| 処理施設に 項 目 | 処理前 処理後 | | | |
| よる処理前 水素イオン 及び処理後 濃度(水素 | 通常 5~9 通常 1~3 | | | |
| の汚水等の 指数) | 最大 5~10 最大 1~3 | | | |
| 汚染状態の 化学的酸素 要求量(単 位 1リッ | 通常 800 通常 500 | | | |
| トルにつき ミリグラム) | 最大 1 200 最大 800 | | | |
| 浮遊物質量 (単位 1 | 通常 20 通常 10 | | | |
| リットルに つきミリ ラム) | 最大 50 最大 30 | | | |
| 室素含有量 (単位 1 リットルに | 通常 1未満 通常 1未満 | | | |
| つきミリグ ラム) | 最大 1未満 最大 1未満 | | | |
| りん含有量 (単位 1 リットルに | 通常 1未満 通常 1未満 | | | |
| リッドルに つきミリグ ラム) | 最大 1未満 最大 1未満 | | | |
| 汚水等の1日当たりの量 | 通常 27 通常 40 | | | |
| (単位 立方メートル) | 最大 37 最大 55 | | | |

5 事業場から出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン 濃度(水素 指数) | | 6 ~ 8 5 ~ 9 |
|------------|---|------|----------------|
| | 化学的 要が 位 ル に つ と リ リ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ | 通常最大 | |
| | 浮遊物質量 (単・ロットリック (リットラントリック (アンカー) | 通常最大 | |
| | 室素有量 (単小 リッミ ラム) | 通常最大 | 9 21 |

| りん含有量 (単位 1 リットルレ つき) ラム) | 通常 1未満 最大 1未満 |
|---------------------------------------|---------------|
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 702 最大 985 |

○愛媛県告示第 247 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく 特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に 規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の 日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 日本キャタリストサイクル株式会社 新居浜市磯浦町16番9号 代表取締役社長 杉本誠人
- 2 工場・事業場の名称及び所在地 日本キャタリストサイクル株式会社新居浜事業所 新居浜市磯浦町16番9号
- 3 特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第 1第27号イ、ロ、ヌ及び第71の4号イ ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第
- 433 号)別表第 2 第13号イ及びロ 4 変更しようとする事項の内容
- 汚水等の処理の方法並びに排水系統の変更 5 汚水等の処理施設に関する事項
 - (1) 既設分

T-2 Mo排水処理施設

| | 变。 | 更 前 | 变 | 更後 | |
|-------------------------|---|------------------------|-----------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 処理施設に | 項 目 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| よる処理前 及び処理後 の汚水等の | 化学的 要求 位 1 位 1 り し い に つ き リ ジ ラ シ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ り ラ ら り ラ ら り り う り う り う り う り う り う り う り う り う | 通常 20 最大 100 | 通常 20 最大 100 | 通常 6 400 最大 8 ,300 | 通常 6 400 最大 8 ,300 |
| 汚染状態の値 | 浮遊物質量 (リッき) リッき) ラム | 通常 20 最大 100 | 通常 20 最大 100 | 通常 10 最大 50 | 通常 10 最大 50 |
| | 窒素単 合位 リッき リッき ラム ラム | 通常 40 最大 90 | 通常 40 最大 90 | 通常 13 ,000 最大 16 ,000 | 通常 13 ,000 最大 16 ,000 |
| 汚水等の1日 (単位 立力 | 通常 154 最大 210 | 通常 161 最大 219 | 通常 94 最大 128 | 通常 96 最大 130 | |

T-3 アンモニア排水処理施設

| | | | | 变。 | 更 後 |
|--------|-----------------------|---------------------------|-----------------|---------------------------|--------------------|
| 処理施設に | 項目 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| よる処理前 | 化学的酸素 | '圣些 | '圣些 | '圣些 | '圣 |
| 及び処理後 | 要求量(単 位 1リッ | 通常 5 <i>3</i> 00 最大 | 通常 20 最大 | 通常 5 <i>4</i> 00 最大 | 通常 20 最大 |
| の汚水等の | トルにつき ミリグラム) | 7,000 | 100 | 7,100 | 100 |
| 汚染状態の | 浮遊物質量 (単位 1 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 |
| 値 | リットルに つきミリグ ラム) | 20 最大 100 | 20 最大 100 | 20 最大 90 | 20 最大 90 |
| 汚水等の1 | 通常 131 最大 | 通常 154 最大 | 通常 96 最大 | 通常 152 最大 | |
| (単位 立7 | ラメートル) | 178 | 210 | 130 | 204 |

T-4 総合排水処理施設

| | 变 | 更 前 | 变。 | 更 後 | |
|-------------------------|-------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 処理施設に | 項 目 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| よる処理前 | 化学的酸素 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 |
| 及び処理後 | 要求量(単 位 1リッ | 61 最大 | 20 最大 | 57 最大 | 20 最大 |
| の汚水等の | トルにつき ミリグラム) | 136 | 24 | 134 | 24 |
| 汚染状態の | 浮遊物質量 (単位 1 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 |
| 値 | リットルに つきミリグ ラム) | 35 最大 146 | 35 最大 50 | 35 最大 140 | 35 最大 50 |
| | 室 素 値 リッき フ ラム ラム | 通常 13 最大 50 | 通常 13 最大 30 | 通常 13 最大 30 | 通常 13 最大 30 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 466 最大 635 | 通常 498 最大 680 | 通常 470 最大 638 | 通常 498 最大 680 |

(2) 新設分

T-5 排ガス洗浄液処理施設

| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに |
|----------------------|--------------------------|
| 工事の完成予定年月日 | 着工から3週間後 |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後直ちに |
| 処理施設の種類 | 物理処理 |
| 処理施設の型式 | 充填塔式 |
| 処理施設の構造 | FRP製 |
| 処理施設の主要寸法 | 直径 0.7メートル 高さ 4.2メートル |
| 処理施設の能力 | 1日当たり55立方メートル処理 |
| 汚水等の処理の方式 | 二酸化硫黄ばっ気 |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連続 |
| 処理施設の1日当たりの使 用時間 | 24時間 |
| 処理施設の使用の季節的変 動の概要 | 無し |

| 処理施設に | 項 | 目 | 処 | 理 | 前 | 処 | 理後 |
|-------------------------|--|----------------|------|------------|----------|------|------------|
| よる処理前 及び処理後 の汚水等の | 水素イ 濃度(指数) | | | 5 ~ 5 ~ | | 通常最大 | |
| 汚染状態の値 | - 学 ・ 学 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | (単 リッ つき | 通常最大 | 800 | - | 通常最大 | 500 800 |
| | |] 質量 [1 | 通常最大 | | | 通常最大 | 10 30 |
| | タステム 室素位 1 リッき」 ラム | | | 1 未 | | 通常最大 | |
| | り(リつラム) | 1・ルに | 通常最大 | | | 通常最大 | |
| 汚水等の1E (単位 立方 | 通常最大 | | | 通常最大 | 40 55 | | |

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量 変更無し

○愛媛県告示第 248 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市飯岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

| 役員の種類 | 氏 | 名 | 住 | 所 |
|-------|---|-----|-------------|---|
| 理事 | 秦 | 保 志 | 西条市飯岡1102番地 | |

退任

| 役員の種類 | 氏 | 名 | 住 | 所 |
|-------|----|---|---------------|---|
| 理事 | 藤田 | 徹 | 西条市飯岡310番地の 2 | |

○愛媛県告示第 249 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

| 役員の種類 | 氏 | 名 | 住 | 所 |
|-------|----|---|--------------|---|
| 理事 | 青木 | 徹 | 西条市古川甲27番地 3 | |
| " | 明比 | 勲 | 西条市中野甲924番地 | |

| " | 石 | Ш | | 孝 | 西条市古川乙53番地 5 |
|----|---|---|---|---|---------------|
| " | 伊 | 東 | | 要 | 西条市古川乙161番地 |
| " | 白 | 石 | | 充 | 西条市禎瑞929番地 |
| " | 図 | 子 | 義 | 樹 | 西条市禎瑞293番地 |
| " | 高 | 橋 | 静 | 雄 | 西条市禎瑞617番地 |
| " | 広 | 瀬 | | 司 | 西条市古川乙43番地 2 |
| " | 真 | 木 | 秀 | 明 | 西条市古川乙251番地 |
| " | Ξ | 崎 | 淳 | 市 | 西条市禎瑞712番地 |
| " | 宮 | 武 | 益 | 男 | 西条市禎瑞670番地 |
| " | 山 | 地 | 伸 | _ | 西条市古川甲159番地 1 |
| 監事 | 伊 | 東 | | 章 | 西条市禎瑞618番地 |
| " | 田 | 中 | 玉 | 貞 | 西条市禎瑞939番地 |
| | | | | | |

退任

| 役員の種類 | 氏 | | 名 | | 住 | 所 |
|-------|-----|---|-----|---|---------------|---|
| 理事 | 青 : | 木 | | 徹 | 西条市古川甲27番地 3 | |
| " | 明 | 比 | | 勲 | 西条市中野甲924番地 | |
| " | 石 | Ш | 孝 | | 西条市古川乙53番地 5 | |
| " | 伊 | 東 | | 要 | 西条市古川乙161番地 | |
| " | 加j | 藤 | 友太郎 | | 西条市禎瑞653番地 | |
| " | 高 | 橋 | 静雄 | | 西条市禎瑞617番地 | |
| " | 長 | 井 | 勝世 | | 西条市禎瑞629番地 | |
| " | 広 | 瀬 | | 司 | 西条市古川乙43番地 2 | |
| " | 真 : | 木 | 秀 | 明 | 西条市古川乙251番地 | |
| " | Ξι | 崎 | 数 | 広 | 西条市禎瑞1163番地 2 | |
| " | 宮 | 武 | 益 | 男 | 西条市禎瑞670番地 | |
| " | 山 : | 地 | 伸 | _ | 西条市古川甲159番地 1 | |
| 監事 | 伊 | 東 | | 章 | 西条市禎瑞618番地 | |
| " | 瀬 | 尾 | 宗 | 孝 | 西条市禎瑞641番地 | |

○愛媛県告示第 250 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、岩城村から協議のあった村営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(農道)・長江地区)の施行に平成16 年1月29日同意した。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 251 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、上浦町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・茨生ヶ内地区)の 施行に平成16年1月29日同意した。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 252 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・岩渕地区)の施行 に平成16年1月29日同意した。 平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 253 号

城川町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・池野々地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

- 111. - 111 - 111. - 111 - 111. - 111 - 111. -

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・池野々地区)計画書の写し
 - (2) 城川町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成16年2月12日から3月10日まで

3 縦覧場所 城川町役場

○愛媛県告示第 254 号

津島町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・芳原地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・芳原地区)計画書の写し
 - (2) 津島町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成16年2月12日から3月10日まで

3 縦覧場所 津島町役場

○愛媛県告示第 255 号

津島町営県単独土地改良事業鴨田地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成16年2月12日から3月2日まで

3 縦覧場所

津島町役場

○愛媛県告示第 256 号

津島町営基盤整備促進事業上槇上地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 換地計画書
- 2 縦覧期間 平成16年2月12日から3月2日まで
- 3 縦覧場所 津島町役場

○愛媛県告示第 257 号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 免 許 番 号 | 免 許 年 月 日 | 家 の 種 類 | 免 | 本 | 籍 | 地 | 現 住 所 | 氏 名生年月日 |
|------------|--------------|------------------|----------------------------------|---|---|---|------------------|-------------------------|
| 第1774号 | 平成16年 2 月10日 | 牛 | 家畜人工授精 及び家畜体内 受精卵移植の 業務 | 愛 | 媛 | 県 | 北宇和郡三間町大字大藤755番地 | 曽 我 栄 作 昭和49年 6 月14日 |

○愛媛県告示第 258 号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡津島町大字御内字加塚山(国有林。次の図に 示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡津島町大字槇川字笹郷山・字押谷山・字大枌 山(以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字笹郷山・字大枌山(以上2字国有林。次の図に 示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定

めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 南宇和郡一本松町大字正木字篠山(国有林。次の図に 示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宇和島市大字野川字滑床山(国有林。次の図に示す部 分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡津島町大字山財字小屋ケ谷山・字黍尻山・字 躑躅尾山・字八ツ面山・字本谷山(以上5字国有林。次 の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡広見町大字奈良字奈良奥山(国有林。次の図 に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字奈良奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宇和島市大字野川字滑床山(国有林。次の図に示す部 分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字滑床山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 8(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡津島町大字山財字大久保山・字八ツ面山(以 上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字大久保山・字八ツ面山(以上2字国有林。次の 図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 9(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡津島町大字山財字前山・字山伏郷山・字美淋 谷山・字苦風山・字咽ケ谷山・字女ケ谷山・字小郷辷峠 山(以上7字国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字前山・字山伏郷山・字美淋谷山・字苦風山・字 咽ケ谷山・字女ケ谷山・字小郷に峠山(以上7字国 有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 10(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 南宇和郡一本松町大字正木字替地山(国有林。次の図 に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 11(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

南宇和郡城辺町大字僧都字鹿鳴山(国有林。次の図に 示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 12(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 南宇和郡一本松町大字正木字篠山(国有林。次の図に 示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 13(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宇和島市大字大浦字唯波山(国有林。次の図に示す部 分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 14(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡広見町大字奈良字奈良奥山(国有林。次の図 に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字奈良奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 15(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宇和島市大字大浦字唯波山(国有林。次の図に示す部 分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 魚つき
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 16(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宇和島市大字野川字滑床山(国有林。次の図に示す部 分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 17(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡松野町大字目黒字目黒山(国有林。次の図に 示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 18(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡津島町大字槇川字笹郷山(国有林。次の図に 示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 19(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 南宇和郡一本松町大字正木字篠山(国有林。次の図に 示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及 び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に 備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 259 号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称 重信町
- 2 事業の種類重信町いわがらこども館建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 愛媛県温泉郡重信町大字横河原地内
 - (2) 使用の部分なし
- 4 事業の認定をした理由

平成16年1月5日に、重信町から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会 福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用 に供する施設」に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 児童福祉法第35条第3項において、市町村は、厚生労 働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省 令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施 設を設置することができると規定されていることから、 本件事業の起業者である重信町は、本件事業を施行する 権能を有する主体であると認められる。

また、起業者は、本件事業の実施年度に必要となる工事費、用地費等の予算を計上及び計上予定しており、本件事業が施行されることは確実と認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について 本件事業は、重信町エンゼルプランに基づき、児童厚 生施設を新築するものである。
 - ア 本件事業は、児童に健全で安全な遊び場を与え、人々とふれあうことによって情操を豊かにするとともに、家庭や地域とのきずなを一層深め、併せて放課後児童健全育成事業の一環である学童保育を行う場所を整備するものであり、児童の健全育成等に寄与することが見込まれ、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。
 - イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周 辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響 評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価 の対象事業となっていないことから周辺環境への影響 は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であり、起業地の範囲も必要最小限に限定されていると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の 要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について本件事業は、児童の健全な育成を図る拠点として、重信町エンゼルプランに基づき整備するもので、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。
- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地 収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所 重信町役場

○愛媛県告示第 260 号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁

、八幡浜地方局大洲土木事務所及び長浜町役場において告示 の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

長浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域

ア位置

喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番 145、同甲 1030番 144 及び同町大字黒田 617 番89の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から②の地点までを結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ昭和52年1月31日付け愛媛県指令45港第461号で竣功認可された埋立地と公有水面の境界線、③の地点と④の地点を結ぶ昭和39年4月10日付け愛媛知指令38港第867号で認可された埋立地と公有水面との境界線並びに④の地点と①の地点を結ぶ昭和56年1月20日付け愛媛県指令52港第522号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点(喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番 146 の長浜港東岸壁に設置された金属鋲)は、北緯33度37分00秒、東経 132 度29分10秒の地点

- ①の地点は、基点から真北83度30分18秒 67 24 メートルの地点
- ②の地点は、①の地点から真北74度23分43秒143 .17 メートルの地点
- ③の地点は、②の地点から真北 164 度45分25秒9 55 メートルの地点
- ④の地点は、③の地点から真北 254 度23分44秒143. 01メートルの地点
- ウ 面積

1,365.94平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

アー位置

喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番 146 から同 町大字黒田 617 番89までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からI点までを順次直線で結んだ線及びI 点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番 146 の長浜港東岸壁に設置された金属鋲)は、北緯33度37 分00秒、東経 132 度29分10秒の地点

A の地点は、基点から真北 127 度56分10秒 27 91 メートルの地点

Bの地点は、Aの地点から真北 344 度23分14秒105. 77メートルの地点 Cの地点は、Bの地点から真北55度37分14秒259 27 メートルの地点

Dの地点は、Cの地点から真北 164 度23分14秒236. 07メートルの地点

E の地点は、D の地点から真北 254 度18分24秒 45. 78メートルの地点

Fの地点は、Eの地点から真北 259 度35分43秒 29. 88メートルの地点

Gの地点は、Fの地点から真北 255 度53分29秒 21.

29メートルの地点

Hの地点は、Gの地点から真北 263 度32分16秒 32.

13メートルの地点

Iの地点は、Hの地点から真北 271 度35分10秒 44. 30メートルの地点

ウ 面積

44 253 54平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 出願年月日

平成16年 1 月30日

○愛媛県告示第 261 号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び内海村役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

内海村

南宇和郡内海村柏 497 番地

代表者 村長 加幡 仁一

南宇和郡内海村平碆 356 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

ア位置

南宇和郡内海村魚神山 543 番 3 から同 241 番 5 に至 る地先公有水面

イ 区域

次の1点から9点までを順次直線で結んだ線並びに9点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(南宇和郡内海村魚神山 543 番 3 地先の 2 号防 波堤に設置された金属鋲)は、北緯33度03分15秒、東 経 132 度24分29秒の地点

1点は、基点から真北 254 度45分37秒 54 26 メート ルの地点

2 点は、1 点から真北98度04分05秒 17 .66 メートル の地点 3 点は、2 点から真北 211 度50分15秒 10 28 メート ルの地点

4点は、3点から真北301度50分15秒0.60メートルの地点

5 点は、4 点から真北 211 度50分15秒1 .00メートル の地点

6点は、5点から真北301度50分15秒4.00メートル の地点

7点は、6点から真北211度50分15秒115.90メート ルの地点

8点は、7点から真北 121 度50分15秒4 .00メートル の地点

9点は、8点から真北211度50分15秒2.63メートルの地点

ウ 面積

2,745.07平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア位置

南宇和郡内海村魚神山 543 番3 から同 241 番3まで の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からI点までを順次直線で結んだ線及びI 点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡内海村魚神山543番3地先の2号防波堤に設置された金属鋲)は、北緯33度03分15秒、東経132度24分29秒の地点

A点は、基点から真北 144 度47分51秒 20 22 メートルの地点

B点は、A点から真北 211 度50分15秒179 53メート ルの地点

C点は、B点から真北301度50分15秒18.00メートルの地点

D点は、C点から真北 339 度58分57秒 19 .00 メート ルの地点

E点は、D点から真北 301 度51分17秒 26 .85 メートルの地点

F点は、E点から真北13度37分11秒 23 .60 メートル の地点

G点は、F点から真北23度16分53秒 39 .00 メートル の地点

H点は、G点から真北28度10分38秒 37 80 メートル の地点

I点は、H点から真北35度43分11秒 34 20 メートル の地点

ウ 面積

11,033 39平方メートル

3 埋立地の用途

漁村再開発施設用地 約2,730平方メートル 水路用地 約 10平方メートル

4 出願年月日

平成16年1月26日

○愛媛県告示第 262 号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁 、宇和島地方局御荘土木事務所及び内海村役場において告示 の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

内海村

南宇和郡内海村柏 497 番地 代表者 村長 加幡 仁一 南宇和郡内海村平碆 356 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域

ア位置

南宇和郡内海村網代 350 番 2 から同 248 番 2 に至る 地先公有水面

イ 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(南宇和郡内海村網代350番2地内の本谷物揚場に設置された金属鋲)は、北緯33度02分12秒、東経132度24分18秒の地点

1 点は、基点から真北 213 度07分17秒2 61メートル の地点

2 点は、1 点から真北 199 度23分59秒2 03メートル の地点

3 点は、2 点から真北 289 度23分59秒3 86メートル の地点

4点は、3点から真北199度23分59秒44.97メート ルの地点

5 点は、4 点から真北 109 度23分59秒3 86メートル の地点

6点は、5点から真北 172 度07分04秒0 50メートル の地点

7点は、6点から真北 262 度07分04秒3 86メートル の地点

8 点は、7 点から真北 172 度07分04秒 65 .49 メート ルの地点

9点は、8点から真北82度07分04秒3 .86メートルの 地点

10点は、9点から真北 172 度07分04秒3 53メートルの地点

ウ 面積

2,157.43平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡内海村網代350番2から同248番2までの

地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からM点までを順次直線で結んだ線及びM 点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡内海村網代350番2地内の本谷物揚場に設置された金属鋲)は、北緯33度02分12秒、東経132度24分18秒の地点

A 点は、基点から真北 351 度28分22秒7 43メートル の地点

B点は、A点から真北41度12分05秒 22 50 メートル の地点

C点は、B点から真北 109 度23分05秒 34 50 メートルの地点

D点は、C点から真北 199 度23分59秒 67 29 メート ルの地点

E点は、D点から真北 172 度07分03秒 88 30 メートルの地点

F点は、E点から真北 262 度07分03秒 46 50 メート ルの地点

G点は、F点から真北 352 度07分03秒 19 .00 メート ルの地点

H点は、G点から真北 262 度07分03秒 15 .40 メート ルの地点

I 点は、H点から真北 333 度59分31秒 27 91 メート ルの地点

J点は、I点から真北 345 度17分41秒 26 .03 メートルの地点

K点は、J点から真北3度58分50秒4850メートル の地点

L点は、K点から真北17度59分55秒 30 .00 メートル の地点

M点は、L点から真北35度43分19秒 19 .00 メートル の地点

ウ 面積

10,936 23平方メートル

3 埋立地の用途

漁村再開発施設用地 約 2,140平方メートル 水路用地 約 20平方メートル

4 出願年月日

平成16年 1 月26日

○愛媛県告示第 263 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所 松山市 松山市二番町四丁目7番地2 代表者 市長 中村時広 松山市岩崎町一丁目7番地7

2 埋立区域

(1) 位置

松山市由良町乙 210 番 1 地先から同町乙 227 番地先ま での公有水面

(2) 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L+3.56メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(松山市由良町鷲ヶ巣漁港5号護岸基部中心に設置された表示ピン)は、北緯33度54分05 8880秒、東経132度39分30 9137秒の地点

1点は、基点から真北35度37分41秒197.68メートルの地点

2 点は、1 点から真北 147 度38分06秒 30 20 メートル の地点

3 点は、2 点から真北 238 度14分47秒8 .04メートルの 地点

4点は、3点から真北324度54分56秒1.01メートルの 地点

5 点は、4 点から真北 238 度10分25秒3 39メートルの 地点

6 点は、5 点から真北 150 度00分59秒1 .01メートルの 地点

7点は、6点から真北238度22分33秒1399メートルの地点

8 点は、7 点から真北 327 度28分48秒0 99メートルの 地点

9点は、8点から真北238度05分18秒3 43メートルの 地点

10点は、9点から真北149度24分42秒099メートルの地点

11点は、10点から真北 238 度21秒20秒 14 .62 メートルの地点

12点は、11点から真北 326 度49分24秒0 99メートルの 地点

13点は、12点から真北 238 度22分45秒3 A0メートルの 地点

14点は、13点から真北 150 度22分59秒1 ,00メートルの 地点

15点は、14点から真北 238 度16分44秒 12 .60 メートル の地点

16点は、15点から真北 327 度57分35秒 20 .00 メートル の地点

(3) 面積

1 471 50平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成元年11月20日 愛媛県指令河第673号
- 4 しゅん功認可年月日 平成16年2月10日

○愛媛県告示第 264 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

松山市

松山市二番町四丁目 7 番地 2 代表者 市長 中村時広 松山市岩崎町一丁目 7 番地 7

- 2 埋立区域
- (1) 位置

松山市泊町91番 2 地先から同町89番地先までの公有水 面

(2) 区域

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L+3.56メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(松山市泊町御手洗漁港防波堤基部に設置された金属鋲)は、北緯33度52分208999秒、東経132度40分149115秒の地点

1 点は、基点から真北 280 度29分12秒 27 .87 メートル の地点

2 点は、1 点から真北64度42分27秒 20 .60 メートルの 地点

3 点は、2 点から真北 334 度58分45秒4 28メートルの 地点

4点は、3点から真北64度53分35秒 15.01 メートルの 地点

5 点は、4 点から真北 154 度55分30秒 18 .90 メートル の地点

6 点は、5 点から真北 246 度22分45秒 13 20 メートル の地点

(3) 面積

578 52平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成4年1月31日 愛媛県指令3河第1079号
- 4 しゅん功認可年月日平成16年2月10日

○愛媛県告示第 265 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

松山市

松山市二番町四丁目 7番地 2 代表者 市長 中村時広 松山市岩崎町一丁目 7番地 7

- 2 埋立区域
 - (1) 位置

松山市門田町 762 番 1 地先公有水面

(2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L+3.56メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(三等三角点犬吠峠)は、北緯33度55分 06 .1867 秒、東経 132 度41分 24 .3723 秒の地点

1点は、基点から真北50度16分05秒928 51メートルの 地点

2 点は、1 点から真北 161 度11分35秒 22 51 メートル の地点

3 点は、2 点から真北71度09分56秒 14 .47 メートルの 地点

4点は、3点から真北341度40分39秒2.10メートルの 地点

5 点は、4 点から真北70度47分36秒 14 39 メートルの 地点

6 点は、5 点から真北 160 度45分33秒2 .09メートルの 地点

7点は、6点から真北70度45分49秒 18.76 メートルの 地点

8 点は、7 点から真北 342 度33分41秒 16 .13 メートル の地点

(3) 面積

916 98平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成5年1月28日 愛媛県指令4河第929号
- 4 しゅん功認可年月日 平成16年2月10日

○愛媛県告示第 266 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

松山市

松山市二番町四丁目 7 番地 2 代表者 市長 中村時広 松山市岩崎町一丁目 7 番地 7

2 埋立区域

(1) 位置

松山市泊町1456番地先から同町1459番地先までの公有 水面

(2) 区域

次の1点から23点までを順次直線で結んだ線並びに23点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L+3.56メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(釣島二等三角点)は、北緯33度53分 26 .0042 秒 、東経 132 度38分 32 .7626 秒の地点

1 点は、基点から真北 323 度50分22秒525 .85メートル の地点

2 点は、1 点から真北40度29分57秒 30 .60 メートルの 地点

3 点は、2 点から真北 130 度16分52秒 13 .68 メートル の地点

4点は、3点から真北218度29分47秒0.99メートルの 地点

5 点は、4 点から真北 130 度32分27秒3 .60メートルの 地点

6 点は、5 点から真北40度52分06秒1 .00メートルの地 占

7点は、6点から真北 130 度37分26秒6 .02メートルの 地点

8 点は、7 点から真北 218 度35分44秒0 98メートルの 地点

9点は、8点から真北130度27分24秒3.61メートルの 地占

10点は、9点から真北41度38分35秒1 .00メートルの地 点

11点は、10点から真北 130 度57分26秒6 .01メートルの 地点

12点は、11点から真北 218 度48分13秒1 .00メートルの地点

13点は、12点から真北 130 度55分32秒3 .60メートルの 地点

14点は、13点から真北42度35分39秒1 .01メートルの地 5

15点は、14点から真北 130 度52分56秒6 .00メートルの 地点

16点は、15点から真北 219 度23分16秒0 98メートルの 地点

17点は、16点から真北 130 度33分17秒3 59メートルの 地点

18点は、17点から真北42度32分56秒1 01メートルの地 点

19点は、18点から真北 130 度33分20秒6 .00メートルの地点

20点は、19点から真北 219 度41分14秒0 99メートルの地点

21点は、20点から真北 130 度33分54秒3 .60メートルの 地点

22点は、21点から真北42度02分48秒1 .00メートルの地 点

23点は、22点から真北 130 度31分28秒 10 .45 メートル の地点

(3) 面積

1 822 25平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成7年7月13日 愛媛県指令河第378号
- 4 しゅん功認可年月日 平成16年 2 月10日

○愛媛県告示第 267 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定 による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。 平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画事業の種類及び名称 松山広域都市計画道路事業3・2・3来住余戸線

2 施行者の名称 愛媛県

3 事務所の所在地 松山市一番町四丁目4番地2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 松山市古川南三丁目及び古川西三丁目地内

(2) 使用の部分

○愛媛県告示第 268 号

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予三島市中曽根町字寒柿1206番 1、1206番 2、1206番 4、1206番10、1207番 3、1350番 2、1350番 4 及び1350番 5 並びに1206番 2 他地先農道、1260番 3 の一部及び1207番 2 の一部

2 申請人の住所氏名伊予三島市中央3丁目14番11号有限会社トラヤ第一不動産代表取締役 合田 義久

3 図面省略